最終更新日：2024年10月15日
KeePer技研株式会社
代表取締役社長　賀来　聡介
問合せ先：0562-45-5258
証券コード：6036
https://keepergiken.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は「日本に新しい洗車文化を」を企業理念のもと、お客様、株主、取引先、社員等、すべてのステークホルダーから信頼される企業として、企業価値の向上に努めるとともに、会社業務の執行の公平性、透明性及び効率性の確保に努めてまいります。このため、コーポレート・ガバナンス体制を確立、強化し有効に機能させることが不可欠であると認識し、今後も成長のステージに沿った見直しを図り「ディスクロージャー（情報開示）」及び「コンプライアンス体制」の強化を図っていく所存であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について、全てを実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4　政策保有株式】
当社の純投資目的以外の投資を行う際の基本方針は、投資対象会社との取引関係の維持強化及び情報収集等のために行う観点から、中長期的な企業価値の向上を図るため、必要と認める場合に実施することとしております。この基本方針に基づき迅速かつ適正な意思決定がとれるよう、当社では社内規程を遵守し運用するものとしております。またこれら政策保有株式については毎年、保有を継続する経済合理性があるかどうかを検証し、解消すべき先については解消するものとしております。なお、当該株式に係る議決権の行使に関しましては、当社の中長期的な企業価値向上に資するものであるか、また投資先の株主共同の利益に資するものであるか等を総合的に判断し、適切に行使しております。

【原則1－7　関連当事者間の取引】
当社が役員及び主要株主等関連当事者との取引を行う場合には、当該関連当事者間の取引が当社や当社の株主共同の利益を害することのないよう、予め取締役会による承認を要するものとしております。また、すべての役員に対して、年1回、関連当事者間の取引の有無について取引調査を実施しており、関連当事者間の取引について管理する体制を構築しております。

【補充原則2－4－1】
当社は、性別、年齢、人種、国籍、宗教、障害の有無等の多様性を受入れ、幅広い人材が個性と能力を発揮し、個人的な属性によって不平等が生じないように考え、人材を採用し、評価についても不平等が生じないように適切に運用しています。全社員に対して、職務の階層別に専門性を重視したプロフェッショナルを目指し、専門能力を修得するための研修機会を提供しています。

＜女性人材について＞
女性活躍推進に向けて、各種制度の整備を行い、女性が働きやすい環境づくりを行っています。職場での活躍を望む女性社員が能力を発揮できるように、男女に関わらず意欲的に活躍できる機会を持てるようにしております。女性の管理職比率は、2024年6月30日現在5.1%ですが、将来の管理職候補（店長、係長）の女性比率は9.4%となっており、2025年度までに20%以上、2030年度までに30%以上の目標に向けて、さらに環境整備を行ってまいります。

＜外国人人材について＞
外国人の中核人材については、多様な価値観、多様な文化経験を持つ人材を活用するために、国籍を区別せず、管理職登用を目指してまいります。現時点では数値目標を設定しておりませんが、今後の海外展開の進捗に応じ数値目標の設定を検討してまいります。

＜中途人材について＞
管理職割合など新卒採用者とほぼ同等の処遇で活躍をしております。多様な知識、経験を有する人材を確保するため、中途採用比率を毎年60%以上確保し続けることを目標にしています。

【原則2－6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は企業年金制度を導入しておりません。

【原則3－1】
（1）　経営理念・経営戦略・経営計画
当社は、経営理念としてミッションステートメントを当社のホームページにおいて開示するとともに経営計画を公表し、決算説明会において説明しております。決算説明会資料は、当社のホームページにも掲載しております。

（2）　コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、コーポレートガバナンス報告書および有価証券報告書等において開示しており、〔コーポレートガバナンスに関する基本方針〕を当社のホームページに掲載しております。

（3） 取締役及び監査等委員の報酬等について
株主総会で承認された取締役及び監査等委員それぞれの報酬総額の範囲内で決定しております。取締役の報酬等は、企業業績や取締役個人の役位及び成果を適正に連動させ、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の答申内容を踏まえ、決定しております。監査等委員の報酬等は監査等委員会の協議により決定しております。

（4） 取締役及び監査等委員候補の指名の方針と手続
取締役候補者と執行役員候補者については、下記a～dを総合的に判断しております。また、独立社外取締役の独立性については、金融商品取引所が定める独立性の基準に基づき、当社との間に特別な人的関係、資本関係その他利害関係がないことで有しているものと考えております。なお、社外取締役の選任理由については株主総会招集通知および有価証券報告書に記載しております。また、監査等委員、社外取締役を含む取締役の解任については、職務執行に関して法令・定款に違反する重大な事実が判明した場合に、法令及び取締役会規程に基づき、解任案を取締役会において決議します。

a. 取締役候補の選定について、当社の経営理念に基づき、貢献することを期待できる人物であること、管掌部門の問題を適確に把握し他の役職員と協力して問題を解決する能力があること、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有すること等を総合的に判断し、選定及び指名を行います。

b. 監査等委員候補の選定について、当社の経営理念に基づき、取締役の職務を監査し、法令または定款違反を未然に防止するとともに、当社の健全な経営と社会的信用の維持向上に努めること、中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献できること等を総合的に判断し、選定及び指名を行います。

c. 社外取締役候補の選定について社外取締役には高い見識に基づく客観的な視点で、取締役会への助言及び各取締役の業務執行を客観的な立場から監督するとともに、公正な視点での意見の形成・表明を行う役割を期待し、総合的に判断し、選定及び指名を行います。

d. 取締役の解任については、法令・定款に違反する重大な事実が判明した場合、法令及び取締役会規程に基づき、取締役会において決議します。

（5） 取締役の選解任についての説明
理由については、株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載しております。

【補充原則3－1－3】
当社はサステナビリティへの取り組みを、環境や社会課題の解決、および事業の持続的な発展を両立させる重要な活動であると位置づけ、サステナビリティ活動を通じて社会と共に成長することを目指します。当社取締役会は、このような取り組みに関する経営の基本方針として「サステナビリティ基本方針」を策定しました。サステナビリティ推進体制として、代表取締役社長を委員長とする「サステナビリティ委員会」を設置しております。当社として特に重要なサステナビリティ項目であると委員会で決定した「環境・気候変動」「情報セキュリティ」「人的資本・多様性」の3つを、独立したワーキンググループ、サブグループのリーダーによって構成されています。サステナビリティ課題に対する取り組みや、目標とすべき指標等についても議論を行い、サステナビリティ委員会を監督する取締役会に報告、提案を行います。そして重要な方針については取締役会で検討、議論、決議を実施します。

【補充原則4－1－1】
当社は、職務権限規程及び職務責任者分担表に基づき、取締役会、代表取締役会長、代表取締役社長、担当取締役、部長、次長、所長・マネージャー・課長、店長・係長などの権限を明確に定め、それに基づき、それぞれの決定機関、決定者が審議、決議しております。

取締役会は、法令、定款および「取締役会規程」に定める重要事項として、経営計画に関する重要事項など、重要事項の意思決定を行うほか、取締役および執行役員の職務執行を監督しております。

【原則4－8】
当社は、独立社外取締役を5名選任しております。現在の取締役総数12名における独立社外取締役の割合は3分の1以上となり、独立社外取締役による客観的・中立的な立場からの意見を十分に踏まえた議論を可能とし、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するものと考えております。また、監査等委員3名は全て社外取締役で構成されております。

なお、任意の諮問委員会として設置した指名・報酬委員会は委員の過半数を独立社外取締役が占めており、経営の透明性、公正性、客観性を確保しております。

今後も事業環境の変化に即して、独立社外取締役の割合の増加を検討してまいります。

【原則4－9】
独立社外取締役の選任にあたっては、金融商品取引所が定める独立性の基準を基本とし、当社の基準に基づき、経歴や当社との関係を踏まえ、当社経営陣から独立した立場で社外取締役としての職務を遂行できる十分な独立性を確保できることを前提に判断しております。

【補充原則4－10－1】
当社は、取締役会の諮問機関として、3名の独立社外取締役を含む5名で構成される「指名諮問委員会」および「報酬諮問委員会」を設置しています。
両委員会の過半数を社外取締役とすることで、取締役の指名・解任、取締役の報酬額の決定について独立性、透明性、公平性、客観性を確保する運用を図っております。

【補充原則4－11－1】
当社の取締役会の人数は、定款で定める通り、取締役（監査等委員でない）15名以内、監査等委員である取締役は5名以内とし、実質的な議論を行うために適切な人数で構成することを基本としています。現在は社内取締役7名、社外取締役2名（うち独立社外取締役2名）、監査等委員3名（うち独立社外取締役3名）であり、取締役は豊富なビジネス経験を有するもの、担当事業分野に精通したもの、監査等委員は事業会社及び金融機関出身者で構成されております。特に社外取締役は豊富な知識と経験を有する者であり、健全で持続可能な成長が図れるよう構成員のバランスに配慮しております。また、取締役の選任に関しては、当社の企業価値向上に資する候補者であるかを基準に選定し、候補者との対話の機会を持った上で、社内規程に基づき、指名諮問委員会にて審議し、取締役会に報告しております。

なお、当社取締役の有するスキルマトリックスは、本報告書の末尾に記載しております。

【補充原則４－１１－２】
社外取締役を除く取締役は、他の上場会社の役員を兼任しておらず、当社取締役としての職務執行に専念しております。
当社の監査等委員である社外取締役１名は、他の上場会社の役員を兼任しておりますが、取締役としての職務執行に影響はなく合理的な範囲内での兼任に留めています。
当社の取締役の兼任状況については、有価証券報告書、株主総会招集通知に記載のとおりです。

【補充原則４－１１－３】
当社は第32期（2024年6月期）の取締役会の実効性評価を実施しました。その調査の方法と、結果の概要は以下の通りです。

≪評価のプロセス≫
取締役会事務局が、取締役および監査等委員（計13名）に対して質問票を配布し、完全匿名のもと得られた回答結果を集計しました。

≪結果の概要≫
13名全員から得られた回答結果について分析し、2024年7月開催の取締役会において議論・評価を実施しました。
（1）取締役会の構成やスキルに関して、構成は概ね適切であるとの評価でしたが、各自のスキルセット向上が急務という課題が挙げられました。
（2）取締役会の運営に関して、資料提供時期の早期化、口頭報告のみの部署に対する資料作成の要望が出ました。
（3）取締役会の議論に関して、決議事項については特段問題が無いとの評価でしたが、報告事項については業務執行の報告割合が多いことから経営会議的であるとの意見や、主観的な考えに偏っていて客観的な議論に乏しいという改善姿勢を求める意見が出ています。
（4）取締役会のサポート体制については、取締役会の段取りなどの改善余地があるとの評価でした。

議論を一層深化させるため、審議事項について十分な時間を設け、社内会議に社外取締役がより参加しやすいウェブ会議でも実施するなど、改善に向けた取り組みを始めております。
今後も継続的に取締役会の実効性に関する評価を実施してまいります。また、指名・報酬委員会を有効に機能させるなど、取締役会のさらなる機能の向上を図っていきます。

【補充原則４－１４－２】
当社は、取締役および監査等委員に対する研修に関する基本方針として、会社法関連法令、コーポレートガバナンス、およびコーポレートファイナンスに関する理解を深めることを定め、取締役および監査等委員に対し、その期待される役割や責務、必要とされる資質・知識などを踏まえ、目的に応じた以下の研修を実施するほか、各取締役および監査等委員が個別に必要とするトレーニング機会の提供およびその費用の負担を行ってまいります。

〔全取締役・全監査等委員〕
・法的な職責を理解するための研修の実施（年１回）

〔社外取締役・社外監査等委員〕
・会社概要に関する説明の実施（就任時）

【原則５－１】
当社は経営者自ら、株主や機関投資家に対して決算説明会を四半期に１回開催しております。第1四半期および第３四半期はオンラインのみでの開催、第２四半期および通期はリアル会場とオンラインでのハイブリッドにて開催をしております。また、フェアディスクロージャーに努めるため、説明会の開催後は、決算説明会の動画掲載か質疑応答の内容を含めた書き起こし、もしくはその両方をホームページに掲載しております。なお、これまで決算説明会のリアルタイム参加者は機関投資家やアナリストに限定しておりましたが、今後は個人投資家の受け入れもできるように体制を整えてまいります。
また、逐次、機関投資家からのスモールミーティングや個別取材等のIR取材等も積極的に受け付けており、当社に対する理解度向上に努めております。加えて、自社ホームページ内にあるブログを通じて、経営トップ自らが情報発信を日々行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社タニ	5,797,600	21.24
VTホールディングス株式会社	4,657,600	17.07
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,516,200	9.22
ENEOSトレーディング株式会社	1,280,000	4.69
賀来　聡介	1,178,000	4.32
MISAKI　ENGAGEMENT　MASTER　FUND	970,700	3.56
名古屋中小企業投資育成株式会社	832,000	3.05
鈴置 力親	646,400	2.37
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	636,600	2.33
折川　京祐	432,000	1.58

支配株主（親会社を除く）の有無	―――

親会社の有無	なし

補足説明 更新

【大株主の状況】については、2024年6月30日現在の大株主の状況を記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム、名古屋 プレミア
決算期	6 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

---

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はございません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	5 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大島　もえ	その他											
齋藤　良介	他の会社の出身者											
松原　佳弘	他の会社の出身者											
河野　文雄	他の会社の出身者											
伊藤　守弘	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大島　もえ		○	―――	大島もえ氏は、市議会議員5期目を務められており、政治家としての豊富な知識と幅広い経験をもとに、経営監督体制の強化に適していると判断し、社外取締役に選任しております。 また、当社の一般株主と利益相反の生じる恐れがない者と判断し独立役員に指定しました。
齋藤　良介		○	―――	齋藤良介氏は、国内外問わずプロモーションやマーケティングの分野において、幅広い見解を有しており、取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役に選任しております。 また、当社の一般株主と利益相反の生じる恐れがない者と判断し独立役員に指定しました。
松原　佳弘	○	○	―――	松原佳弘氏は、長期間にわたり日本特殊陶業株式会社において製品技術・評価、ファシリティエンジニアリング、品質保証に携わられ、国際経験も有しておられます。また、同社における監査役としての経験等から、その知見に基づいた適切な助言や監督を行っていただくことが期待されます。さらに、当社が強化しているサステナビリティ経営において、幅広い知識と経験にも期待し、社外取締役に選任しております。 また、当社の一般株主と利益相反の生じる恐れがない者と判断し独立役員に指定しました。
河野　文雄	○	○	―――	河野文雄氏は、幅広い財務及び管理部門での豊富な経験、知識等を有し、当社が強化すべきIT分野において深い知見を持っていることから、取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役に選任しております。 また、当社の一般株主と利益相反の生じる恐れがない者と判断し独立役員に指定しました。
伊藤　守弘	○	○	―――	伊藤守弘氏は、地球温暖化が進む中で、屋外で働く従業員の健康と安全確保が当社の重大課題となっており、伊藤氏の熱中症やウイルス感染症の研究における豊富な知見が大いに役立つと判断し、社外取締役に選任しております。 また、当社の一般株主と利益相反の生じる恐れがない者と判断し独立役員に指定しました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

当社は、現在の監査等委員会体制をもって充分その職務を遂行できるものと考えており、監査等委員会の職務を補助すべき専属の使用人は配属しておりません。今後、監査等委員会が必要とした場合には、当該使用人を置くことといたします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

（2024年6月期）
〇監査等委員の状況
　2024年6月期の監査等委員会は、社外監査等委員4名で構成し、監査等委員会は、その決議により社外監査等委員　水島正氏が議長を務めておりました。
2025年6月期については、社外監査等委員3名の体制となり、議長は社外監査等委員　松原佳弘氏が務めております。

監査については、監査等委員会において監査の方針及び年間計画等を定め、各監査等委員は、監査等委員会が定めた監査の基準に準拠し、取締役会への出席、経営者等とのディスカッション、監査室の往査報告を通して、取締役、監査室等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、内部統制システムの状況を監視及び検証しております。

監査等委員は、これらの活動を通して、取締役または使用人に対する助言・勧告等の意見の表明を行っております。
監査等委員会は、会計監査人と情報交換を行い、必要に応じて対処しております。

〇内部監査の状況
　内部監査については、社長直轄の監査室を設置しており、当社全体を対象に、業務活動の全般に関して、方針・計画・手続の妥当性や業務実施の有効性、法令の遵守等について、定期・随時に内部監査を実施し、業務改善や意識改善のための具体的な助言・勧告を行っております。

内部監査は、会計監査人との間で、監査計画、監査実施状況及び結果について、定期的に意見交換を行い、相互連携を図っております。当事業年度は4回意見交換を行いました。
また、監査等委員との間でも、相互連携を図っており、当事業年度は4回意見交換を行いました。

〇会計監査の状況
a. 監査法人の名称
　仰星監査法人

b. 業務執行した公認会計士
　小出　修平
　鬼頭　功一郎

なお、2023年9月27日開催の第31回定時株主総会における会計監査人選任の決議により、当社の監査法人は以下のとおり異動しております。
・2023年6月期：有限責任あずさ監査法人
・2024年6月期：仰星監査法人

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	5	2	2	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	5	2	2	3	0	0	社内取締役

補足説明 更新

当社はコーポレートガバナンスのさらなる充実と取締役会機能の透明性の確保のため、独立社外取締役を過半数とする構成の下、取締役会の諮問機関として指名委員会及び報酬委員会を設置しています。

代表取締役会長、代表取締役社長、独立社外取締役3名を構成員とする指名委員会は、少なくとも年に1度開催し(必要に応じて随時開催)、①取締役の選解任に関する事項、②代表取締役の選解任に関する事項、③独立役員の独立性に関する事項等について協議します。
また、指名委員会と構成員、開催頻度を同じくする報酬委員会では①取締役の報酬に係る方針・手続に係る事項、②取締役の報酬の内容に関する事項について協議します。
なお、上記に記載の委員の構成は2024年10月10日現在のものです。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

当社は取締役及び取締役を兼務しない執行役員、また監査等委員である取締役に対する当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、対象取締役等を対象とする新たな報酬制度として、2023年9月27日開催の株主総会で譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議しました。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書および事業報告において、全取締役に対して支払った報酬の総額を開示し、その内数として社外取締役に対して支払った報酬の総額を併せて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役会において、取締役等の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役等の個人別の報酬等について、その内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。なお、取締役等の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は次のとおりです。

（基本方針）
当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして充分に機能するよう、また役員の役割及び職責等にふさわしい適正な水準とすることを基本方針とする。
・当社の持続的な成長と中長期の企業価値向上への動機づけをさらに強めること
・多様な能力を持つ優秀な人材を確保するために有効な報酬内容であること
・取締役の役割・責任の大きさと業績貢献に応じたものとする
・経営戦略と連動した報酬であること
・ステークホルダーと利益・リスクを共有しステークホルダー視点での経営への動機づけとなること
・透明で公正なプロセスに基づき決定された報酬であること

具体的には、「基本報酬」によって構成する固定報酬を基本的枠組みとする。

（基本報酬の個人別の報酬の額の決定に関する方針）
当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、企業業績への貢献度に応じて経営環境、他社の水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら総合的に勘案して金額を決定するものとします。

（取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項）
取締役の報酬の決定に係るプロセスの客観性及び透明性を確保し、適切な報酬額を設定することを目的に、取締役会の任意の諮問機関として、報酬委員会を設定しております。各取締役の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役会長兼CEO谷好通及び代表取締役社長兼Co-COO賀来聡介がその具体的内容について委任をうけ、各取締役の具体的金額の原案を決定致します。代表取締役は報酬委員会に個人別の報酬額の原案を諮問し意見を得た上で具体的金額を決定致します。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対しては、取締役会における決議案件や重要な報告事項に対する監督・助言に資するため、事前に議案等を配布し、判断の助成を行っております。その他、当社の事業運営全般に関して、随時情報を伝達しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

a.取締役会
当社は取締役12名で構成される取締役会において、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事に関する意思決定を行っております。取締役会は原則毎月1回の開催に加え、重要案件が生じたときに臨時取締役会を開催しております。メンバーについては代表取締役会長　谷好通、代表取締役社長　賀来聡介、専務取締役　鈴置力親、常務取締役　山下文子、取締役　三浦健典、取締役　野﨑佳介、取締役　増田貴志、社外取締役　大島もえ、社外取締役　齋藤良介、社外取締役（監査等委員）　松原佳弘、社外取締役（監査等委員）　河野文雄、社外取締役（監査等委員）　伊藤守弘で構成されております。

b.監査等委員会
当社の監査等委員会は非常勤取締役3名（内：社外取締役3名）で構成し、毎月1回開催し、取締役の法令・定款遵守状況を把握し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。
監査等委員は取締役会その他の重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続きを通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査室及び会計監査人と連携して適正な監査の実施に努めております。メンバーについては松原佳弘、河野文雄、伊藤守弘の3名で構成されております。

c.幹部会
取締役会の意思決定を迅速に行うために中長期的な経営課題の協議を行います。また、取締役会で決定された経営方針に基づく業務執行方針を協議し、意思統一を図る機関として幹部会を設置しております。代表取締役会長・社長は適宜、取締役を招集し幹部会を開催しております。メンバーについては代表取締役会長　谷好通、代表取締役社長　賀来聡介、専務取締役　鈴置力親の他各部長で構成されております。

d.内部監査室
当社は代表取締役社長直轄の独立した内部監査室を設け、内部監査室職員１名が内部監査を実施し、代表取締役社長に対して監査結果を報告しております。代表取締役社長は、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。

また、内部監査室と監査等委員会、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

e.リスク管理委員会
当社はさまざまなリスクに対し発生頻度、経営への影響度などを認識し適切な準備を行うとともに情報収集に努め、リスクの顕在化を最小限にとどめる体制を構築しております。社内のリスク管理を統括する組織として、代表取締役社長が委員長となり、役員、部長を委員としてリスク管理委員会を設置し、全社的なリスク及び対策を協議しております。

f.内部通報窓口
職場での不正・規程違反、法令違反行為等を認知した者が通報、申告または相談しやすい仕組みを定めることにより、法令違反行為等の早期発見と是正を行い当社のコンプライアンスに関するリスク管理を行うことを目的とします。通報は電子メールや電話等で社内窓口、内部監査室、社外顧問弁護士、社外社労士を通報窓口としております。

g.会計監査人
当社は、仰星監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。会計監査の一環として当社の内部統制の整備、運用状況について検証を受け、内部統制の状況に関する報告を受けております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。
・監査法人の名称
　仰星監査法人
・業務執行した公認会計士
　小出　修平
　鬼頭　功一郎
・監査業務の補助者
　公認会計士12名、その他7名
・継続監査機関
　1年間
なお、2023年9月27日開催の第31回定時株主総会における会計監査人選任の決議により、当社の監査法人は以下のとおり異動しております。
・2023年6月期：有限責任あずさ監査法人
・2024年6月期：仰星監査法人

h.弁護士
社外の弁護士と顧問契約を締結し、会社運営における法的な問題に関し、必要に応じ助言と指導を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は2015年９月29日開催の第23回定時株主総会の決議を経て、監査等委員会設置会社へ移行しております。監査機能を担う「監査等委員」に取締役として取締役会での議決権が付与されることで、監査・監督機能の強化につながります。また、希少な人材である社外取締役を全員、取締役会の構成員とすることで、取締役会における社外取締役の比率を高め、経営の透明性の向上と株主の皆様の視点を踏まえた経営の議論が期待できると判断しており、現状の体制が適切であると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第32回定時株主総会招集通知発送日：2024年9月6日　株主総会開催日：2024年9月27日 議案の賛否について、十分にご判断いただく時間を確保するため、余裕をもった発送を心がけてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主様に出席いただくため、集中日を避けるように留意して設定おります。
電磁的方法による議決権の行使	利便性向上を目的として、電磁的方法による議決権行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを、2024年9月27日開催の定時株主総会から導入しております。
招集通知（要約）の英文での提供	英語版の株主総会招集通知をホームページに掲載しております。
その他	株主総会招集通知、株主総会決議通知をホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	例年、個人投資家向けへの説明会の開催、もしくはIRイベント等への参加を通じて個人投資家の方々と交流を図っております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社の代表取締役会長、代表取締役社長は、アナリスト・機関投資家の方々を対象に、決算説明会を四半期に1回開催しております。 第1四半期および第3四半期はオンラインのみでの開催、第2四半期および通期はリアル会場とオンラインでのハイブリッド開催をしております。 また、フェアディスクロージャーに努めるため、説明会の開催後は、決算説明会の動画掲載か質疑応答の内容を含めた書き起こし、もしくはその両方をホームページに掲載しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会資料の完全英語翻訳版を、日本語版と同時に開示しております。 また、海外機関投資家との面談を適宜実施しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	＜主な掲載コンテンツ＞適時開示情報、有価証券報告書、決算短信、決算説明会資料、決算説明会動画配信、決算説明会書き起こし、月次報告、新店オープン情報など ＜URL＞ https://keepergiken.co.jp/ir	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部	
その他	当社業績に関する月次速報を毎月第3営業日に発表しております。 英文開示について、月次速報、決算短信、決算説明会資料、決算補足資料、株主総会招集通知は、日本語版の開示と原則同時に開示を行っております。 また、一部のPR情報やサステナビリティ情報なども英文翻訳をしており、今後も積極的に英文翻訳の対象資料を拡大します。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主・従業員・取引先・顧客をはじめとするステークホルダーに対して、適時適切に会社情報を提供することが重要であると認識しており、当社ホームページ及び適宜開催予定の会社説明会等を通じて情報提供を行ってまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社コーポレートサイト上に、サステナビリティに関する活動を掲載しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「日本に新しい洗車文化を」の経営理念、ならびに、「日本人独特の高い美的感覚に訴える高品質な洗車やコーティングなど、車の美的事業を日本国中に広げ、日本国中の車をより美しくする事でお客様に喜びを提供し、みんなと共に喜ぶ。車の美的事業に関わる日本国中の店舗を誇りを持って従事できる喜びの職場にし、日本独特の洗車文化を作り上げる。」との企業ビジョンのもと、以下の基本方針に基づいて、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備し、これを運用する。 当社は、会社内部のガバナンスを有効に効かせるために、仕組みとして内部牽制が十分に行き渡った組織にすることを目指し、監査等委員会による外部的見地からの監視のもと、取締役会による審議・意思決定が行われるとともに、経営の透明性とコンプライアンス遵守を徹底することとする。

1. 取締役および使用人の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
⑴「取締役会規程」をはじめとする社内諸規程を制定し、取締役および使用人はこれを遵守する。
⑵ コンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コンプライアンス管理規程および内部通報窓口に関する規程を定め、顧問弁護士に依頼して社外の内部通報窓口を設けることにより、実効性を高めることとする。
⑶ 財務報告の信頼性を確保するための内部統制を整備・運用するとともに、毎年、その有効性を評価し、必要な是正を行う。
⑷ 当社は健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求に対しては断固としてこれを拒絶する。

2. 取締役の職務の遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制
⑴ 職務遂行に係る稟議書、報告書および議事録については、法令および文書管理規程などに基づき、適切に保存および管理を行う。取締役および監査等委員は、これらの文書などを、常時閲覧できるものとする。
⑵ 会社情報の不正な使用・開示・漏洩を防止し、機密情報および個人情報を適切に取り扱うため、業務秘密管理規程などの規程類を整備・運用する。
⑶ 会社法、金融商品取引法および証券取引所の適時開示規則に基づき、事業報告、計算書類、有価証券報告書等を適正に作成するとともに、会社情報の適時適切な開示を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
⑴ リスク管理委員会において、会社の事業、その他業務に係るリスク管理およびコンプライアンス管理状況の把握を行うほか、各部長は、所管業務のリスク管理を適切に行いリスク発生の回避に努めるものとし、リスク発生が差し迫っていると認知した場合、速やかに代表取締役に報告の上、リスク発生の回避、損失の極小化のための措置を講じる。
⑵ 災害リスク管理規程、個人情報保護規程、業務秘密管理規程、品質保証規程、与信管理規程、デリバティブ管理規程等を定め、企業活動に関連する個々のリスクを管理する。

4. 取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制
⑴ 業務分掌規程および職務権限規程において、職位、業務分掌および決裁事項ならびに決裁権限を定め、効率的に職務を遂行する。
⑵ 中期経営計画において向こう3年間の経営計画を定めるとともに、予算制度などの経営管理制度を整備する。

5. 当社における業務の適正を確保するための体制
⑴業務の執行が法令および定款に適合するとともに、業務の適正と効率の確保を目的として、組織規程や職務分掌規程をはじめとする社内規程を定め業務を遂行する。
⑵取締役および使用人の職務遂行の適合性を確保するため、代表取締役会長、社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、内部監査室は必要に応じて会計監査人および監査等委員会と情報交換し、効率的な内部監査を実施する（具体的には、四半期ごとに年4回および必要に応じて情報交換を実施する。）

6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人（監査等委員である取締役を除く。）の独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
⑴ 監査等委員会の求めに応じて、取締役会は監査等委員会と協議のうえ、その職務を補助すべき使用人を任命し人事的対応をはかる。
⑵ 監査等委員会によりその職務の指示を受けた使用人は、当該指示された業務を他の業務に優先し遂行するとともに、当該指示された業務に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および上長などの指揮・命令は受けないものとする。
⑶ 当該使用人の人事異動および考課については、監査等委員会の同意を得るものとする。

7. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告するための体制および当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
⑴ 監査等委員は、取締役会のほか幹部会など重要な会議に出席し、取締役および使用人から職務遂行の状況の報告を求めることができる。
⑵ 取締役および使用人は、監査等委員会から業務遂行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
⑶ 取締役および使用人は、法令に違反する事実、社会に著しい損害を与えるおそれがある事実を発見したときには速やかに監査等委員会に報告する。
⑷ 内部監査室は、監査等委員会と密接な連携を保持し、内部監査の結果を監査等委員会に定期的に報告する。
⑸ 監査等委員会へ報告を行った取締役および使用人に対し、当該報告等を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
⑴ 監査等委員会は、法令に従い、公正かつ透明性を担保する。
⑵ 監査等委員会は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
⑶ 監査等委員会は、会計監査人および内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の意思疎通を図る。
⑷ 監査等委員会は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴収することができ

る。
⑸ 監査等委員の職務の執行について生じる費用については、速やかに会社で費用を負担するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決してかかわりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶することを基本方針としております。
反社会的勢力排除に向けた具体的な体制・対応策につきましては下記のとおり実施しております。
1. 反社会的勢力排除に向けて「反社会的勢力に対する対応マニュアル」の制定
2. 対応統括部署設置および不当要求防止責任者の選任
3. 取引開始前の反社会的勢力との関係の有無の調査
4. 各種契約書へ反社会的勢力との関係が判明した場合の解除条項を明記

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

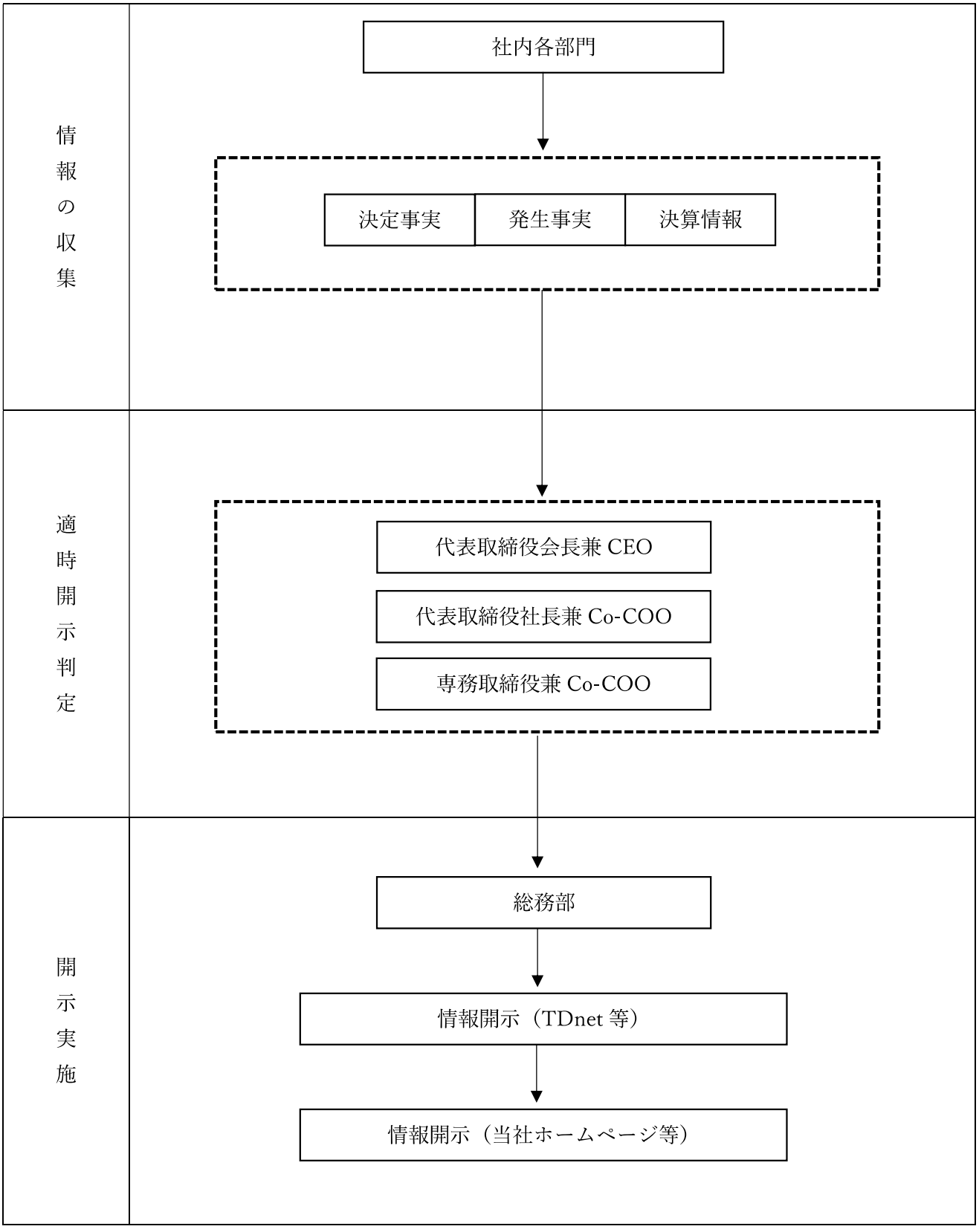
該当項目に関する補足説明

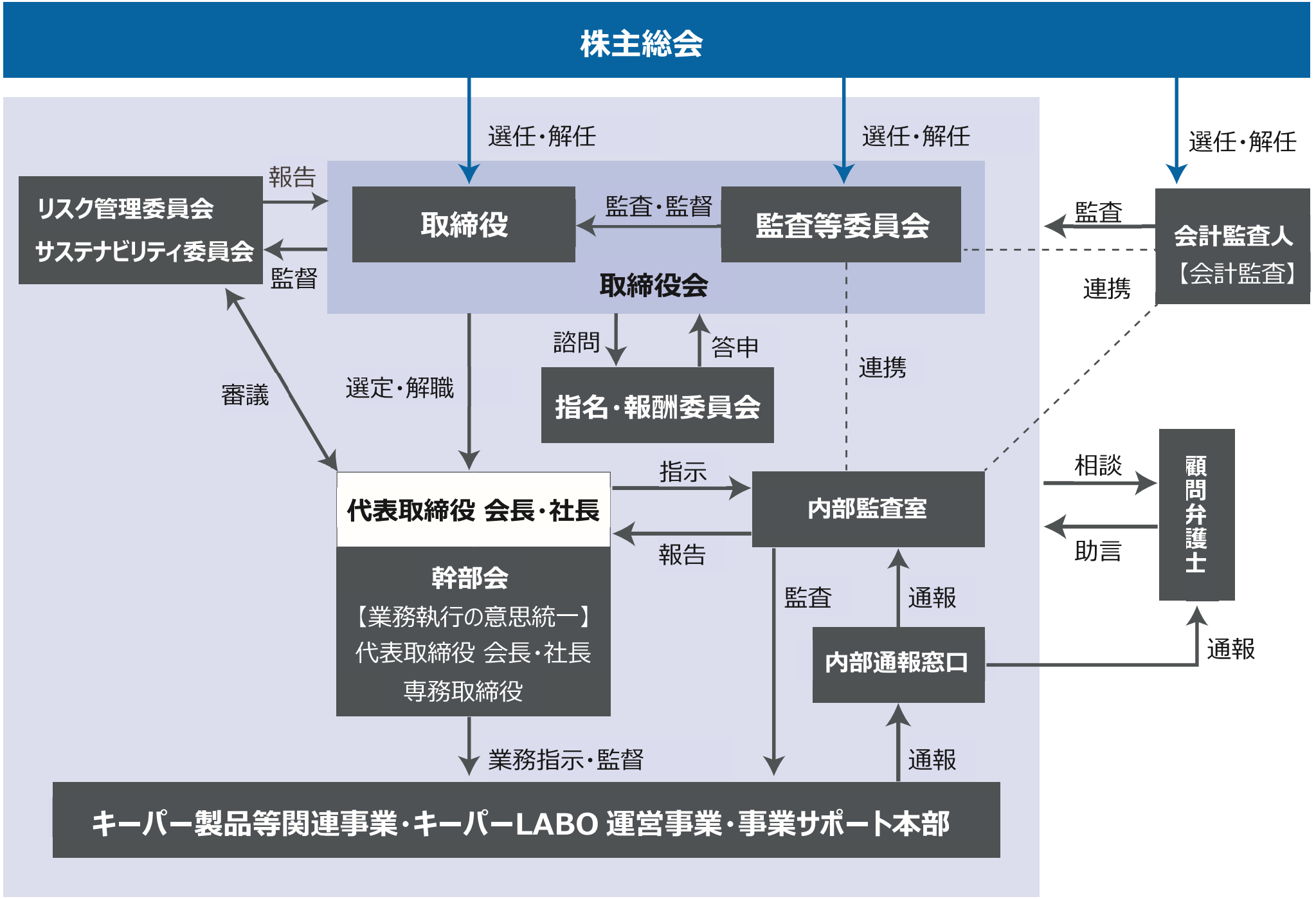
―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

適時開示体制の概要図


情報の収集
社内各部門
決定事実
発生事実
決算情報
適時開示判定
代表取締役会長兼 CEO
代表取締役社長兼 Co-COO
専務取締役兼 Co-COO
開示実施
総務部
情報開示（TDnet 等）
情報開示（当社ホームページ等）


株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
報告
監督
リスク管理委員会
サステナビリティ委員会
取締役
監査・監督
監査等委員会
取締役会
監査
会計監査人
【会計監査】
連携
諮問
答申
指名・報酬委員会
審議
選定・解職
連携
指示
報告
代表取締役 会長・社長
内部監査室
相談
助言
顧問弁護士
幹部会
【業務執行の意思統一】
代表取締役 会長・社長
専務取締役
監査
通報
内部通報窓口
通報
業務指示・監督
通報
キーパー製品等関連事業・キーパーLABO 運営事業・事業サポート本部

取締役のスキルマトリックス

氏名	地位および担当	企業経営	店舗開発/運営	製品/技術開発	営業	会計/資本市場	マーケティング	ガバナンス	DX/IT	サステナビリティ
谷　好通	代表取締役会長 兼 CEO	●	●	●		●	●	●		●
賀来　聡介	代表取締役社長 兼 Co-COO	●	●		●	●	●	●		●
鈴置　力親	専務取締役 兼 Co-COO	●	●		●		●	●		●
山下　文子	常務取締役 兼 CFO	●				●	●	●		●
三浦　健典	取締役 営業統括部長				●		●			
野﨑　佳介	取締役 キーパーLABO 事業部統括部長		●				●			
増田　貴志	取締役 製品部長 兼 CTO			●	●					
大島　もえ	社外取締役									●
齋藤　良介	社外取締役						●			●
松原　佳弘	社外取締役 (監査等委員)	●		●				●		●
河野　文雄	社外取締役 (監査等委員)	●				●		●	●	
伊藤　守弘	社外取締役 (監査等委員)							●		●